

看護学実習ガイドライン および 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 学校養成所の運営に関する取扱い



令和2年10月

文部科学省 高等教育局 医学教育課

看護教育専門官 高橋良幸



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



1. 看護学実習ガイドライン (令和2年3月30日公表)

看護学実習ガイドライン策定の経緯

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第一次報告（令和元年12月20日）

目的：大学における看護学教育の更なる充実に向け、専門的事項について検討を行い、必要に応じて報告を取りまとめる

□ 大学を取り巻く環境変化



□ 看護系大学の動向

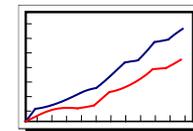
2040年に向けた高等教育のグランドデザイン

3ポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育

自己点検・自己評価の実施

教育の改善・評価

教学マネジメントの導入



看護系大学の増加

学士課程における看護学教育の特質の再確認

- ① 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程
- ② 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程
- ③ 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程
- ④ 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程
- ⑤ 教養教育が基盤に位置付けられた課程

卒業時に修得できている能力だけに着目するのではなく、卒業後、自分自身で物事を考え組み立て、学修した知識・技術を統合していく力を獲得できるように教授していくことが重要

看護系大学における質保証に向けた今後の課題

- ① 臨地実習の質の保証・充実に向けた検討の継続の必要性
- ② 看護系大学の教育内容および教育方法の向上に向けた取り組みの必要性
- ③ 看護実践能力の評価の仕組みを検討する必要性
- ④ 看護系大学における指定規則の在り方を含めた教育の質保証に関する課題

教育方法や実習科目の体制づくりの課題

臨地実習に関する多くの課題

- ① 在院日数の短縮により受け持ち患者選定が困難である
- ② 医療安全上、実践できる看護ケアの範囲の縮小・内容制限がある
- ③ 臨地実習が見学にとどまることがある
- ④ 臨地での実習時間の短縮と体験学習機会の減少がある
- ⑤ 確保できる実習先に合わせた実習内容にとどまる
- ⑥ 臨地実習体験のそれまでの学修との統合や、さらなる学修へ導くことに課題

助産師教育における課題

- ① 妊娠期・分娩期ケア能力を含む妊娠期から子育て期にある母子・家族を切れ目なく支援する能力向上のために、演習と実習の有機的連動の検討の必要性

保健師養成における課題

- ① 見学中心実習から実践の実施と振り返り、評価を行う実習の必要性
- ② 演習と実習の連動の必要性
- ③ 健康危機管理、政策形成能力の強化の必要性

臨地における実習の指針となるガイドラインの作成の必要性

看護学実習ガイドライン（概要）

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第二次報告（令和2年3月30日）

原案作成 一般社団法人 日本看護系大学協議会 看護学教育質向上委員会

意見聴取 看護系大学285課程 短期大学17課程 令和2年2月10日～17日

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/098/gaiyou/mext_00260.html

I. 看護学実習ガイドライン策定の趣旨

策定の位置づけ	<ul style="list-style-type: none">✓ 学生を含む大学および実習施設にとっての指針であり参照基準である✓ 看護コアカリの看護系人材として求められる基本的な資質・能力の育成に資するものである など
看護学実習の目的	<ul style="list-style-type: none">✓ 学士課程で学修した教養科目、専門基礎科目の知識を基盤とし、専門科目として看護の知識・技術・態度を統合、深化し、検証することを通して、実践へ適用する能力を修得する授業 など
大学・実習施設・学生の役割	<ul style="list-style-type: none">✓ 大学は学生の教育に関する責任を有する。学生の十分な準備状況であることを保証する✓ 実習指導教員は、学生が修得した知識・技術・態度を統合し、看護学実習における対象者に看護ケアを提供することを支援する✓ 実習施設は看護ケア提供の責任を有し、その看護ケアに学生を受け入れ、実習施設の看護ケアの質の維持と学生が学修目標を到達できるよう調整する。学生が看護ケアに参画できる機会を提供する。チームの一員として役割を果たすことができるように調整する✓ 実習指導者等は学生との関係性を構築し、看護学実習に臨む意欲を引き出せるよう支援する。学生の看護ケアを尊重しながら対象者のアセスメントを説明し、適切な看護ケアの技術を示す。看護の実践者としての役割モデルを示す✓ 学生は、看護を提供することを通して、情報収集力、アセスメント力、看護ケアを提供する技術力、対人関係形成力を養う。倫理に関して学修を深める。自己洞察力を強化することを努力し、看護学の理解を深化させる など

II. 大学と実習施設との連携・協働体制の構築

組織的体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学は、実習施設から看護学実習に関する承諾書を得て、文部科学省への申請手続きを進めると共に、契約を締結し、連携・協働体制の基盤を形成する ✓ 実習施設は実践を基本とする質の高い実習指導となるように、学生が学修するために必要な物品、設備等の実習環境を大学と調整し準備する など
指導の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学は、教員に対して、看護学実習の目的、看護学実習における教員の役割と責任、大学と実習施設との連携・協働体制等について理解し行動できるよう、情報共有あるいはFDの機会をもつ ✓ 実習指導教員は医療等の最新の状況を把握して、担当する科目における臨地における実践力を維持・向上させる努力が必要 など
倫理及び安全管理に関する調整	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実習のプロセスを通し、対象となる個人・家族等の安全と人権が尊重されること、また学修者である学生の安全と人権も保障されることが重要である ✓ 学生に対して看護学実習で対象者へ提供する看護ケアについて、実習前までに看護学基礎教育において学修し、実施の安全性が確認された技術であることを周知するとともに、実習施設と調整することが必要である ✓ 大学は、臨地での実習における事故発生時の対応マニュアルを整備し、実習施設と調整すると共に、実習要項に明示して学生に事故予防を周知する ✓ 臨地での実習における災害発生時のマニュアルを整備し、実習指導教員や学生が迅速に対応できるよう実習要項にフローチャート等を明示して、実習施設及び学生に周知する など

III. 看護学実習前の調整

実習要項の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実習目的、実習目標、実習スケジュール、実習評価方法、感染予防対策、事故予防対策、個人情報の保護などの倫理的配慮、災害時の対応を明示した実習要項を作成する など
実習前打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学は事前会議を主導し、実習目的・目標等を実習施設に説明し、役割分担・責任範囲、評価方法、指導方法の方針、各学生の学修進度、合理的配慮が必要な学生の情報等について共通認識するよう努める など
レディネス形成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学生は、実習目標を達成するために必要な知識と技術を復習する ✓ 実習指導教員は、学生個々のレディネス把握、実習への取り組みの動機づけを行う など

IV. ケアへの参画における指導方法

大学と実習施設の双方が参照する指導の方針として、実習指導教員と実習指導者等の両者あるいはいずれかが主語として示されている。

看護学実習における指導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実習指導教員と実習指導者等は、学生の個別性のある看護実践能力を身につけられるように支援する など
看護過程に基づくケアの実践	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学生は看護過程に基づき適切な看護ケアを提供することを学修する。 ✓ 実習指導者等は看護ケアの場面でのアセスメントや意図することを学生が理解できるように言葉で表現する など
安全なケア環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実習指導者等は、実習開始に際し、学生に実習施設のオリエンテーションを行う。学生は緊張度が高いため、そのことを十分に理解して、実習に導入する ✓ 遭遇したインシデント・アクシデントの原因と再発予防策を考えることは、学生にとっての学修機会となるため、学生が説明できるように実習指導教員及び実習指導者等は支援する など
チームの一員としてのケア参画	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学生は実習指導者等の指導を受けながらケアに参画し報告・連絡・相談を行うことによって協働する。チームの目標、メンバーの役割、自己の役割を理解する など

V. 評価方法

実習評価項目の設定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実習指導教員等は各実習科目の目的を設定し、その目的を達成するための学生が到達すべき目標を設定する。到達目標に基づき実習評価項目、達成度を示す基準を設定する など
外部基準の参照による実習評価項目の設定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全ての看護学実習科目を総括する目的や、各実習科目の目的・目標を評価する実習評価項目の作成に当たっては、これまで以上に質の高い教育となることを意図し、看護系大学学士課程の臨地実習の基準を参照し、さらに「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準看護学分野」、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」といった外部基準も積極的に活用する など
到達度に基づく達成度評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則、評価に関する責任は大学が有するが、実習指導者等の意見を可能な限り聴取し評価に反映させる ✓ 評価結果を学生にフィードバックし学生の内省と学修課題を明確にすることを支援する など
看護学実習全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学生、実習指導者、実習指導教員による看護学実習の評価結果を、実習施設及び大学による看護学実習のあり方について検討する場を設定する など

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

1. 目的

大学における看護学教育の更なる充実に向け、専門的事項について検討を行い、必要に応じて報告を取りまとめる。

2. 検討事項

(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則を大学において適用するに当たっての課題と対応策について

(2) その他、大学における看護系人材養成に係る事項について

3. 開催状況

全7回

(令和元年5月16日

～令和2年3月9日)

秋山 正子	株式会社ケアーズ代表取締役 白十字訪問看護ステーション統括所長・認定NPO法人マギーズ東京センター長
井村 真澄	日本赤十字看護大学看護学部母性看護学/看護学研究科国際保健助産学専攻研究科長・教授(公益社団法人全国助産師教育協議会会長)
大島 弓子	豊橋創造大学保健医療学部・大学院健康科学研究科 看護学科長・教授(一般社団法人日本私立看護系大学協会会長)
岡島 さおり	公益社団法人日本看護協会常任理事
(川本 利恵子	公益社団法人日本看護協会常任理事 ※第1回まで)
鎌倉 やよい	日本赤十字豊田看護大学学長(一般社団法人日本看護系大学協議会 看護学教育質向上委員会委員長 ※第4回より)
釜萯 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
上泉 和子	青森県立保健大学学長 (一般社団法人日本看護系大学協議会代表理事)
岸 恵美子	東邦大学看護学部・大学院看護学研究科教授 (一般社団法人全国保健師教育機関協議会会長)
小見山 智恵子	東京大学医学部附属病院副院長・看護部長
鈴木 克明	熊本大学教授システム学研究センター長・教授
◎ 高田 邦昭	群馬県立県民健康科学大学学長
中根 直子	日本赤十字社医療センター周産母子・小児センター副センター長・看護副部長(※第4回より)
彦根 倫子	神奈川県平塚保健福祉事務所保健福祉部長・地域統括保健師(※第4回より)
平野 かよ子	宮崎県立看護大学学長 (一般社団法人公立大学協会看護・保健医療部会会員)
○ 宮崎 美砂子	千葉大学副学長・大学院看護学研究科教授
柳田 俊彦	宮崎大学医学部看護学科教授

計17名

<オブザーバー>

島田 陽子 厚生労働省医政局看護課長

※50音順・敬称略

2. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 学校養成所の運営に関する取扱い

令和2年 新型コロナウイルス感染症に関連した連絡事項のまとめ

(文) 文部科学省
(厚) 厚生労働省
(総) 総務省

- 1月24日 教育委員会や大学等に対し、手洗い等の感染対策を含めた注意喚起の事務連絡(文)
- 1月28日 教育委員会や大学等に対し、感染症にかかった児童生徒等への出席停止の扱い等について事務連絡(文)
- 2月18日 教育委員会や大学等に対し①学校における臨時休業の考え方②発熱等の風邪の症状がみられる時には自宅休養するなどの感染症対策について事務連絡(文)
- 2月25日 教育委員会や大学等に対し①学校における出席停止や臨時休業等の考え方②学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について事務連絡(第2報)(文)
- 2月28日 **新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について事務連絡(文・厚)**
- 3月26日 教育委員会や大学等に対して新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について(文)
- 4月3日 電気通信事業者関連4団体に対して、学生等が自宅等において遠隔授業等を活用して学習をするための通信環境の確保に関し、携帯電話の通信容量制限等について、柔軟な措置を講ずること等を要請(総)
- 4月7日 緊急事態宣言(7都府県) 5月6日まで外出自粛要請
- 4月16日 緊急事態宣言(全都道府県) 5月6日まで外出自粛要請
特定警戒地区として都道府県として13都道府県を指定
- 4月20日 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保(文)
- 4月23日 「新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について」調査結果¹⁰を公表(文)

- 4月24日 平成30年改正著作権法による授業目的公衆送信保証金制度を4月28日から施行
令和2年度補償金無償化(文)
- 4月30日 教育委員会や大学等に対して新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学
生等に対する経済的支援について依頼(文) 利用可能な支援制度の周知
- 5月1日 大学等に対して、遠隔授業等の面接授業以外の実施に係る留意点や実習等の弾
力的な取扱いについて(文)
- 5月4日 緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長 (全都道府県)
14日 緊急事態宣言の区域変更 39県を解除
- 5月15日 大学等に対して新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教
育研究活動の実施に際しての留意事項等について(周知)(文)
- 5月21日 緊急事態宣言の区域変更 3府県を解除 継続区域:北海道、埼玉県、千葉県、東京都
25日 全面解除
- 5月27日 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況について、
調査結果を公表(文)
- 6月1日 医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設における、実習の弾力的な取扱
い等について事務連絡(文・厚)(2月28日の更新版)
- 6月22日 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取
扱い等について事務連絡(厚)
- 7月27日 本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について(文)
- 9月15日 大学における本年度後期の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止
対策について(周知)事務連絡(文)
- 9月15日 「大学等における後期授業の実施方針の調査について」結果公表(文)

2月28日・6月1日 事務連絡内容

1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

(1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないよう配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと

(3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。その際、学校養成所等は学生等に対し、代替的な学修の趣旨や狙い、到達目標等について十分に説明するよう留意願いたいこと

(4) 上記(3)の取扱いについては、当面の間、医療関係職種等の国家資格の養成施設として指定する規則に示された実習内容の変更に関する承認申請・届出は不要であるが、今後、実施結果について改めて調査を行うことがあり得るので、しっかりと整理されること

(2)および (5)省略

2. 受験資格に係る取扱い

(1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生等は、他の学生等より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間（実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む）を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間（実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む）を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること

(3) (1)及び(2)の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと

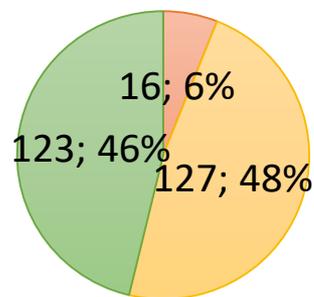
新型コロナウイルス感染症に関連する医療系・福祉系学部（学科）における臨床実習等の実施状況調査（4/20時点） 《保健師助産師看護師学校》

調査対象大学：274大学（国立42大学、公立50大学、私立182大学）
266校の回答（回答率97%）

問1 臨地実習の実習状況

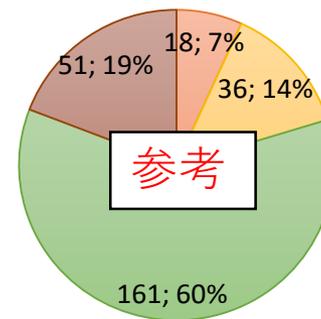
〔Q当初予定されていた臨床実習について、現在の実施状況を回答してください。〕

看護師養成課程を有する大学の臨地実習実施状況（n=266）



- 全学で実施中
- 学部学科で対応が異なる
- 全学で休止中

看護系大学の看護師養成にかかる臨地実習実施状況（自由記述から読み取り）（n=266）



- 予定通り実習を実施
- 代替措置を講じて実施
- 休校（講）：実習予定変更
- 不明（記述から読み取れないものが含まれる）

※医療系養成課程について尋ねている結果

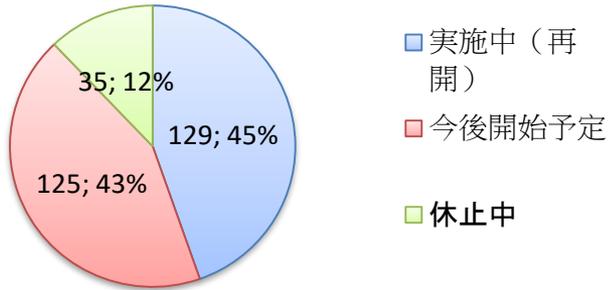
新型コロナウイルス感染症に関連する医療系・福祉系学部（学科）における臨床実習等の実施状況調査 調査結果（7/1時点） 《看護師学校》

調査対象大学：274大学（国立42大学、公立50大学、私立182大学）
回答率100%

問1 臨地実習の実習状況

〔Q 臨床実習の実施状況について回答してください。〕
※「実施中（再開）」には当初予定と内容を変更しての実施を含む。学年問わず調査。

学士課程における看護師養成にかかる臨地実習の実施状況 (n=289)



※休止中とする回答には、時期調整中、学内演習へ振り替え、未定とする回答が散見される。

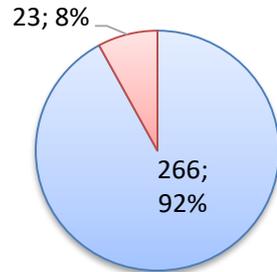
前回調査（4月20日）との比較

参考値ではあるが、**前回調査**では実習を予定通り実施(7%)と代替措置を講じての実施(14%)を合わせて**21%**であったが、**今回調査**では、**実施中（再開）**が約**45%**と実施大学が増加している。

問2 臨地実習の代替措置の有無とその方法（看護師のみ）

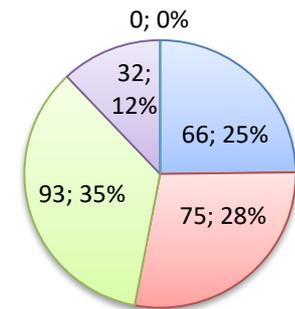
〔Q 臨床実習休止期間中の実習科目の単位認定をするための代替措置について、実施・検討状況を養成対象職種ごとに具体的に記入してください。〕

大学の看護師養成課程における臨地実習の代替措置の有無 (n=289)



- 代替方法の記載あり
- 代替方法の記載なし（臨地で実施）

大学の看護師養成課程における臨地実習の代替措置方法 (n=266)



- オンライン
- 学内実習・演習（シミュレーション含む）
- 複数組み合わせ（オンラインと学内実習・演習の両方など）
- その他（延期、オンデマンド等、事例学習、レポート）
- 未記入

看護系大学の教職員の皆様へ

文部科学省では、医療系学部において、**B型肝炎被害の教育の充実について**推奨しております。

特に、**B型肝炎被害者**に関する教育及び**偏見差別体験**の教育、並びに**被害者からの講義**が実施されるように積極的な検討をお願いいたします。

- ◎ B型肝炎患者等の声を直接聞く授業、職員研修等を実施するにあたり、授業及び職員研修等の際、講師として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団に御協力いただけます。
- ◎ 実施場所、実施時間・講義内容は要望に応じていただけます。
- ◎ 平成29年度厚生労働科学研究費において開発されたB型肝炎に関する教育資料について、学生へ教授する際の教育方法のひとつとしてご参照ください。
※下記URLよりご覧いただけます。

<http://www.med.osaka-cu.ac.jp/liver/education/hepatitis-b-guide.shtml>

○患者講義のお問合せ・お申し込み方法

(よりよい講義を準備するために、講義実施日より3ヶ月前には御依頼ください)

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 事務局 (お問い合わせ窓口) 東京法律事務所

住所: 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-4四谷駅前ビル 電話番号: 03-3355-0611

全国B型肝炎訴訟東京弁護団HP (<http://bkan-tokyo.com/>)

ご視聴ありがとうございました。